

# 吹田市保育所設置認可等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条に規定する保育所を設置しようとする者に対し、その認可の申請及び各種届出の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(設置認可の申請)

第2条 法第35条第4項の規定に基づき保育所を設置するときの認可申請は、保育所設置認可申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添付の上、市長に提出することにより行うものとする。

(設置認可申請の要件)

第3条 前条の申請は、次の各号に掲げる要件を満たした上で、市長に提出するものとする。

- 一 吹田市助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年吹田市条例第28号）及び「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 二 夜間保育所を設置しようとするときは、前号の要件に加え、「夜間保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）及び「夜間保育所の設置認可等の取扱いについて」（平成12年3月30日児保第15号厚生省児童家庭局保育課長通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 三 不動産の貸与を受けて保育所を設置しようとするときは、第1号又は前号の要件に加えて、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）に掲げる要件を満たしていること。
- 四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、各年齢の児童数を年齢別保育士配置基準数で除し、小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

(休廃止の申請)

第4条 保育所の設置認可を受けた者が、法第35条第12項の規定による休止又は廃止

をしようとするときの承認申請は、保育所（休止・廃止）申請書（様式第2号）に別表に掲げる書類を添付の上、市長に提出することにより行うものとする。

（変更の届出）

第5条 保育所の設置認可を受けた者が、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第37条第5項の規定による変更をしようとするときの届出は、保育所（名称・位置）変更届出書（様式第3号）に別表に掲げる書類を添付の上、変更があった日から起算して1か月以内に市長に提出することにより行うものとする。

2 規則第37条第6項の規定による変更をしようとするときの届出は、保育所（建物・設備・運営の方法等）変更届出書（様式第4号）又は保育所施設長等（経営の責任者）変更届出書（様式第5号）に別表に掲げる書類を添付の上、市長にあらかじめ提出することにより行うものとする。

3 分園（「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）に定める分園をいう。）を設置する場合は、前項で定める届出を行うものとする。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、保育所の設置認可等に関し必要な事項は、児童部長が定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。